

# 躯体の構造 注意点

## 「Ⅱ. 重量制限」

屋上・バルコニーは、躯体を守る為の荷重制限がある。

1950年の建築基準法(旧耐震法)で荷重規定が設定  
2000年にSI規格の採用

1981年に改訂(新耐震法)

1981年以前に建てられた建物については、十分な検討が必要

### 2-1 建築基準法施行令 第85条

構造計算の対象 室の種類		(い)	(ろ)	(は)
		床の構造計算をする場合(単位1平方メートルにつきニュートン)	はり、柱または基礎の構造計算とする場合(単位1平方メートルにつきニュートン)	地震力を計算する場合(単位1平方メートルにつきニュートン)
(1)	住宅の居室、住宅以外の建築物における寝室または病室	1,800 (180 kg f/m <sup>2</sup> )	1,300 (130 kg f/m <sup>2</sup> )	600 (60 kg f/m <sup>2</sup> )
(2)	事務室	2,900 (300 kg f/m <sup>2</sup> )	1,800 (180 kg f/m <sup>2</sup> )	800 (80 kg f/m <sup>2</sup> )
(3)	教室	2,300 (230 kg f/m <sup>2</sup> )	2,100 (210 kg f/m <sup>2</sup> )	1,100 (110 kg f/m <sup>2</sup> )
(4)	百貨店または店舗の売り場	2,900 (300 kg f/m <sup>2</sup> )	2,400 (240 kg f/m <sup>2</sup> )	1,300 (130 kg f/m <sup>2</sup> )
(5)	屋上広場またはバルコニー	(1)の数値による。ただし、学校または百貨店の用途に供する建築物にあっては、(4)の数値による。		

( )内は参考値

## 「Ⅲ. 重量別 緑化計画」

\* 緑化をする為の荷重を考えた設計の建物以外は、全面積の緑化をする場合、植栽計画は自由に出来ない。

\* 又メンテナンス管理を考えた計画をしなければ、ならない。